

短期リースに関する注記、検討進む

ASBJ、リース会計専門委

去る2月27日、企業会計基準委員会第144回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2024年3月10日号

（No.1704）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

短期リースに関する注記

第138回（2023年12月20日号（No.1697）情報ダイジェスト参照）にて、短期かつ少額のリースに係る費用については短期リースに該当するため、注記の対象とする公開草案を変更しないこととする事務局案を提案していたが、これに対して、「少額リースが注記の対象外なのは金額的なインパクトがないから。短期かつ少額になると注記の対象になるという解釈には賛成できない」と反対意見が聞かれていたため、追加的に審議する運びとなっていた。

今回、事務局が財務諸表利用

者のニーズを把握するため、アウトリーチを行った結果、次の意見が聞かれた。

- (1) 短期リースおよび少額リースの両方を注記することが出発点である。
- (2) (1)を踏まえただうえで、仮に少額リースの注記を求めないとしても、短期かつ少額のリースについては開示すべきである。
- (3) 短期リースと少額リースは性質が異なるが、短期リースの注記に少額リースを合算して開示するほうが、少額リースを注記しないことよりもまだ望ましい。

(2)の短期リースの注記に含まれる少額リースの取扱いについて事務局は「短期リースの金額を注記する趣旨は、金額的に重要性のあるリース負債がオンバランスとなる可能性があるからである。当該趣旨を踏まえ、金額的に重要性がない少額リースの金額を含めて開示する意義

は乏しい」とし、次のように公開草案から変更する事務局案を示した。

- ① 原則…（少額リースを含む）短期リースを注記する。
- ② 例外…短期リースの注記に少額リースを含めないことができる。

また、(3)の短期リースに少額リースを合算する場合の取扱いについては、「(2)の取扱いについて例外を設けることで、少額リースの金額基準を軸に短期リースと少額リースを区分して管理することが可能であると考えられるため、(3)の取扱いは認めない」とする事務局案を示した。

専門委員会からはおおむね賛意が聞かれたが、「原則と例外を逆にすべき」との意見も聞かれた。

事務局は「親委員会でも検討する」と回答した。

アンド・リースバック取引に係る取扱い

企業会計基準適用指針16号50項後段の定め（リース会社に資産を譲渡してリースバックを行い、同一条件でユーザーに転

リースする取引で一定の要件を満たす場合に企業がリース会社に売却した時点で損益を計上することを認めるもの）が本適用指針案に踏襲されていないため、同様の会計処理が認められるのか否か明らかにすべきとのコメントが寄せられていた。

事務局は「本適用指針案B C 113項に記載のとおり、転リース取引は機器等のリースにおいて仲介的な役割を果たす取引であり、企業会計基準適用指針16号50項後段で想定されている取引も同様であると考えられ、同項後段の取扱いを引き継ぐことも

考えられる」とし、引き継ぐ場合の収益の認識の要件を次のとおり整理する事務局案が提示された。

セール・アンド・リースバック取引によりリースバックした資産について転リース取引を行う場合、中間的な貸手は、リースバック取引を考慮せず、収益認識会計基準などの他の会計基準等に照らして資産の譲渡に係る損益を認識することができる。

専門委員会からはおおむね賛意が聞かれた。

VCCファンドの範囲・会計処理、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る2月29日、企業会計基準委員会は、第213回金融商品専門委員会を開催した。

第211回専門委員会（2024年2月20日号（No.1702）情報ダイジェスト参照）に引き続き、上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VCC）ファンドの出資持分の会計処理について審議が行われた。

組合等の範囲

前回専門委員会で示された、

本プロジェクトの対象である組合等の範囲に関する事務局案に、「VCC等を対象外であることを明確にしてほしい」、「財務諸表の信頼性の観点から、内部管理目的や参考値としての時価評価を含めるべきではない」、「スタートアップの定義があいまい」などさまざまな意見が聞かれた。これを踏まえ、事務局から、次の再提案が示された（傍線・見え消し線は前回提案との

変更点。

- 本プロジェクトの対象は次の要件を満たす組合等とする。
- ① 多数の出資者に対して募集または私募が行われた組合等である。
 - ② 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。(前回提案と変更なし)
 - ③ 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、組合等の決算書において時価で評価されている。
 - ④ 組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業市場価格のない株式としている。(以下、削除)

専門委員から、方向性には賛同する意見が多く聞かれた。また、「①の『多数』は、人によって数字が異なる。もっと明確になる言葉はないか」との意見が聞かれた。

組合等の会計処理

組合等の会計処理について、時価評価を強制するか、オプションを認めるかのアプローチを検討することとされており、事務局から次の3つの案をもとにして分析が示された。

- (案1) 公正価値オプションと同様の枠組みを設ける。国際的な会計基準との整合性を高めるため、時価評価(評価差額は純損益)する選択肢を設ける。
- (案2) 組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価(評価差額は純損益)する。なお、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択とする。
- (案3) 組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価(評価差額はその他の包括利益)する。なお、時価評価を強制する。

事務局から、国際的な会計基準との間の整合性をとる一方で、時価の差額を純損益とすることを強制することが難しいといった理由から、案2が提案された。

専門委員からは、「市場価格のない株式の時価評価の信頼性への懸念から、純損益に計上するのが妥当か疑問。案3の処理でオプションとすることがいいのでは」との意見が複数聞かれた。

経理に「効く」法律雑学

「仮」の差押え

弁護士 白川 敬裕

法律に基づいて支払を請求できる権利(たとえば、貸付金、売買代金など)は、強制的に実現できます。強制的な実現の1つが「差押え」です。差押えとは、裁判所の命令によって相手の財産を動かさないようにして、その財産から金銭を回収する手続です。差押えの対象になる財産は、債権(預金・給与など)や不動産です。預金の差押えは、裁判所が金融機関に「債務者からの預金の引き出しに応じてはならない」という命令を送ります。債権者は金融機関から直接、預金を送金してもらって、強制回収を実現します。不動産の差押えは、裁判所が債務者(所有者)による売却等を禁止する登記(差押えの登記)をして、競売で売却します。債権者は競売の代金を取得して、強制回収を実現します。

このような強制執行(差押え)をするには、裁判で勝訴した判決書、または公正証書などが必要になります。公正証書は、公証役場の公証人が作成する契約書面等です。債権者と債務者が公証人の面前で署名すれば、金銭支払の条項に関しては、勝訴判決と同じ効力があります。公正証書を作成していない場合

合、強制執行をするには、裁判を起こして勝訴の判決を得る必要があります。裁判の期間は、最短でも数カ月、長ければ1年以上を要します。相手が十分な資産を保有していれば、裁判で勝った後に強制執行すればよいのですが、裁判をしているうちに相手が預金を引き出して、どこかに移動させたり、費消してなくなったりする懸念がある場合、仮に差し押さえしてもらって「仮差押え」という手続をとることがあります。裁判所が相手の預貯金を「仮に」差し押さえる場合、差押えと同じように、裁判所から金融機関に「債務者からの預金の引き出しに応じてはならない」という命令を送ります。まだ「仮」ですから、この段階で強制的な回収はできません。金融機関から直接、回収できるのは、裁判を起こして勝訴判決を得た後に「仮に」差し押さえられており、強制回収できる資産が確保されていますので、安心して裁判を起すことができます。

仮差押は、債権者にとって有効な手段ですが、債務者にとっては、まだ裁判で負けていないのに、自分の財産を利用できないことに

なります。そのため、仮差押の命令を得るには、条件があります。主な条件は、①「権利の疎明」、②「仮差押の必要性の疎明」、③「担保金の供託」です。

①まず、権利を疎明できる証拠(貸付けや売買の契約書など)が必要になります。「疎明」とは、「証明」の二歩手前のレベルになります。裁判官が「確信する」レベルが「証明」、裁判官が「一応、確からしいと思う」レベルが「疎明」です。

②次に、「仮差押の必要性(なぜ、裁判が終わった後の差押えでダメなのか)」の疎明も必要になります。相手が不動産を保有しているなら、預金ではなく、不動産を仮差押したほうが、相手にとってダメージが少なく済みます。そのため、預金の仮差押の場合、相手の住所(本店所在地)の不動産が持ち家(自社ビル)でないことを、不動産登記簿などで疎明する必要があります。

③仮差押は勝訴の判決が出る前の差押えですから、多くの場合、法務局に担保金を供託することが条件となります。

金銭の支払がなく、裁判を起こす場合は「仮差押」の検討をすることが肝要です。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年 2月22日	租税調査会研究報告40号「デジタル経済下におけるPE概念の課題と考察」	JICPA	経済のグローバル化・デジタル化が進み、従来型のPE概念の修正や新たな国際課税制度の構築の必要性が問われ始めているところ、伝統的なPE概念の問題点を分析するとともに、今日のグローバル化・デジタル化が進んだ事業環境においてどのような方向性が見出せるのか、検討を行いまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240222ehz.html	—
2024年 2月26日	プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について	東証	プライム市場上場会社へのさらなる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、英文開示の拡充に向けた上場制度の見直しを行うもの。コメント期限は3月27日。 https://www.jpex.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20240226-01.html	—

金融
日銀が分析する賃金インフレの拡大
日経平均、ついに史上最高値更新

日銀は2月26日、「賃金・物価の相互連関を巡る最近の状況について」と題したレビューを公表した。内容は、輸入インフレが目立った日本の物価上昇局面において、賃金上昇に起因する賃金インフレの比重がどれだけ大きくなっているのかを、データをもとに論じたものである。

これまでも輸入物価がコストプッシュインフレを招き、持続的な経済成長を実現する物価上昇と景気拡大の好循環の阻害要因になっていることは、広く指摘されていることだった。分析方法として、「コスト構造に関する情報の活用」、「時系列モデルの活用」が挙げられている。価格を構成する要因として、「コストに占める輸入比率」と「コストに占める人件費比率」で品目を分類し、物価上昇率を調べると、「コストに占める輸入比率」が小さく、「コストに占める人件費比率」が大きい品目のほうが、物価上昇率が大きいことが示されている。結論としては、「賃金上昇を販売価格に反映させる動きが徐々に広がっている」というものとなっている。これは日本経済における物価上昇の要因が、従来の輸入インフレ中心の構造から国内要因による賃金インフレが主導する構造に変化していることを示している。ただこの論文は構造変化を分析しているだけで、金融政策につながるような結論は含まれない。穿った見方をすれば、インフレの要因が輸入物価から国内要因にシフトしているため、マイナスイ金利政策は終了するのが妥当なのか、あるいは円安容認なのか、今後の日銀の処方箋注視する必要があるだろう。

ただ少なくとも、同じコストプッシュ型の物価上昇の範囲での変化を述べているため、需要拡大が物価上昇を招く従来の望ましい物価上昇にはほど遠い。「賃金上昇から価格上昇」より「価格上昇から賃金上昇」の因果関係のほうが重要だ。そこから景気の好循環がみえ、日銀の金融政策にとって明確な指針となり得るはずだ。

2月22日、日経平均は終値で39,098円となり、ついに1989年末の過去最高値38,915円を34年ぶりに更新した。長い間、日本株の高い壁となっていた歴史的株価を乗り越えることとどうとう成功したのである。海外投資家が日本企業の総合力を評価し、半導体関連企業やリストラ推進大企業を投資の中心としたことが功を奏した。

海外投資家が1月半ばから日本株の積極買いに出てくると、日経平均も上昇ピッチを早めてきた。不振の続く中国株式市場から日本株式市場へ資金を移動させる欧米機関投資家が増えたという。

昨年末、日経平均は33,464円であったが、2月8日に36,863円まで上昇し、さらに、8日後の16日には38,000円台に突入、市場関係者に史上最も高値更新も近いことを告げた。

年初来、日米の株価競争が目されてきた。米株価はインターネットや半導体などの強力なハイテク企業を擁していたが、米経済のインフレと実体経済の方向感が定まらず、米連邦準備制度理事会（FRB）の政策への予想が揺れ動いて、日本株価よりも弱く推移してきた。

そのなかで、米半導体大手エヌビディアの決算内容が今後の業界動向や株価にも影響を与え得ると世界的な注目を集めていた。2月21日に発表されたエヌビディアの決算内容は株式市場の予想を上回るもので、世界全体の株価を押し上げた。特に日経平均への影響は大きく、22日だけで836円上昇、一気に史上最高値を更新して39,000円台に突入する原動力となった。

昨年来の日経平均の上昇は何人の予想をも上回るもので、この時点での史上最高値更新を予想できた人は皆無に近いだろう。それだけに最高値更新をクールに受け止める投資家が多いようだ。これは34年前のフィーバー状態とは大きな違いである。しかし、宿願達成によって国内投資家の心理が変わってきた可能性がある。その行方が日経平均の今後を占うカギとなろう。